

第3次いちかわハートフルプラン

市川市障害者計画・第5期市川市障害福祉計画・

第1期市川市障害児福祉計画

【平成 30～32 年度】

(2018～2020 年度)

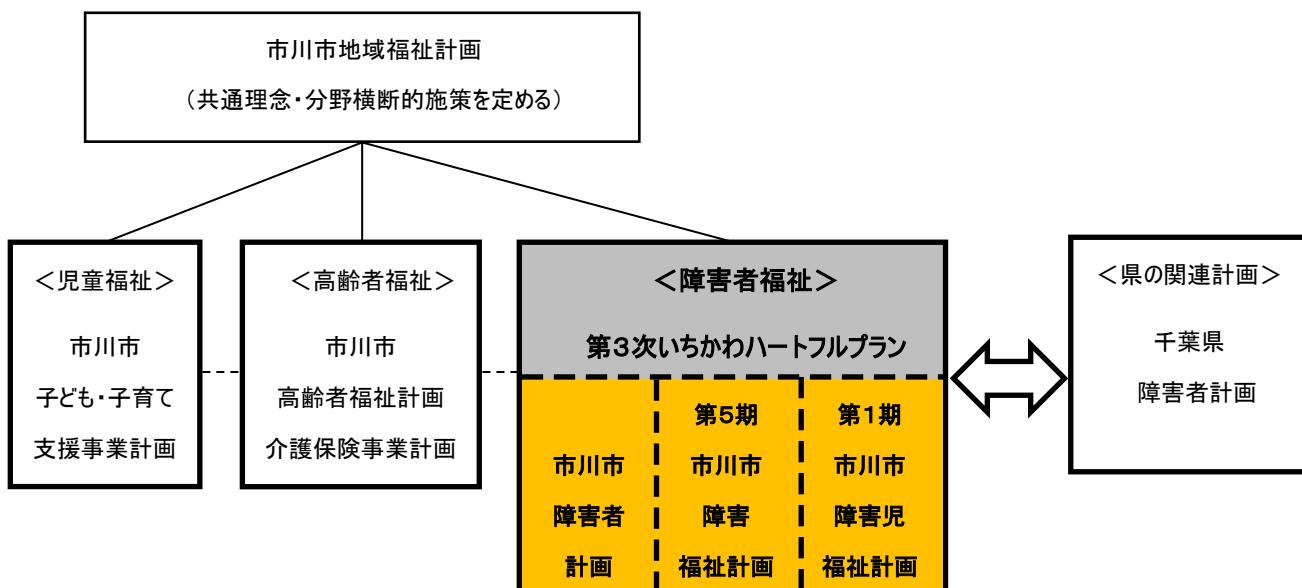
概要版

■ 第3次いちかわハートフルプランとは

第3次いちかわハートフルプランとは、障害のある人のための施策に関する基本的な計画である「市川市障害者計画」と、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の見込量やその確保のための方策を定めた「第5期市川市障害福祉計画」、児童福祉法に基づく障害児通所支援等の見込量やその確保のための方策を定めた「第1期市川市障害児福祉計画」を合冊したものです。

■ 計画の位置づけ

この計画は、「第4期市川市地域福祉計画」との整合性と調和を図るほか、子ども・子育て支援施策、保健医療施策、高齢者福祉等に関連する、他の施策別計画との調和を図りながら定めるものです。



■計画の基本的な考え方

「計画の基本的な考え方」の構造

【理 念】

「このまちで共に生きる」

—多様性を認め合う、自ら選択・決定する—

【将来像】

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、 安心して暮らせるまち」

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

【基本目標】

① ライフステージを
通じたその人らしい
暮らしの実現

② 誰にとっても
安心なまちの
実現

③ 地域の理解と
相互の支え合い
の実現

【各施策に共通する横断的視点】

- ① 障害のある人等の意見の尊重と障害のある人自らの意思決定の支援
- ② 障害のある人を中心とした総合的な支援
- ③ 障害特性等に配慮した支援
- ④ アクセシビリティの向上
- ⑤ 障害を理由とする差別の解消

【施策推進の方向】

- ① 子育て・教育の充実 ～のびのびと育つ～
- ② 社会参加・就労の促進 ～地域で活動する～
- ③ 生活支援の充実 ～地域で暮らす～
- ④ 相談・権利擁護体制の確立 ～自分で決める～
- ⑤ 保健・医療・リハビリテーションの充実 ～健やかに暮らす～
- ⑥ 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進 ～安心して暮らす～
- ⑦ 地域の理解・支援の促進 ～地域で支え合う～

■重点施策

第3次いちかわハートフルプランの計画年度（平成30～32年度）において、市が重点的に取り組むべき施策を、「重点施策」として位置づけます。

重点施策は、「第3次いちかわハートフルプラン」全体として、施策横断的な取り組みとし、そのもとに具体的な事業を位置づけます。

重点施策	主な取り組みの方向
1 相談支援・権利擁護体制の充実	<ul style="list-style-type: none">○分かりやすく、適切な支援に結びつく相談支援体制を構築○基幹相談支援センターによる総合的な相談対応、権利擁護、人材育成や地域のネットワーク化などの業務を実施○相談支援の現場から集約された地域の課題からサービスの開発につなげていくための自立支援協議会を核とした取り組みを推進○成年後見制度の周知及び制度を必要とする方への適切な支援の推進と担い手となる市民後見人の養成○障害者虐待や障害者差別について、広く周知・啓発を行うとともに、その相談に適切に対応することで、障害者虐待を未然に防止し、障害者差別の解消に努める
2 就労支援の推進	<ul style="list-style-type: none">○一般就労への移行促進と、職場への定着のためのアフターケアの強化○福祉的就労の場への業務発注などの拡充と、多様な働き方の充実
3 地域生活の充実	<ul style="list-style-type: none">○地域生活支援拠点等の整備に向けて、自立支援協議会における協議内容を踏まえ、検討○一時預かり・短期入所のニーズに応える方策の検討○入所施設・精神科病院からの地域生活への移行だけでなく、親元からの自立などに伴うグループホームやアパートなどへの生活拠点の移行や、地域生活の定着への支援の充実○理解の進んでいない障害について、講演会や研修会を実施○技術の進歩に応じたコミュニケーション支援の充実○重症心身障害児者や中途障害者等に対し、身近な地域においてリハビリテーションを受けることができる環境を整備○道路や公共施設等のバリアフリー化

4 災害対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「避難行動要支援者」の把握に努め、避難の支援等を実施するための名簿を作成するとともに、名簿を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供されるよう体制を整備 ○民生委員や自治会等への理解を進めるため、障害者団体連絡会との連携による啓発の推進 ○災害時に必要とされる福祉用具について協定を結び、速やかに物資を供給できる体制づくり
5 障害児支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○保健、保育、教育等と連携を深めることで、こどもたちが身近な地域で必要な支援を受けていけるように努める ○発達に課題のあるこどもたちに対し、民間事業所において障害特性に沿った適切な支援ができるように、支援の質の向上を図る ○医療的ケアが必要なこどもたちに対する支援を進めるために関係機関が連携し、協議できる体制づくりを推進 ○適切な障害児福祉サービス等を提供するため、相談支援事業所による障害児支援利用計画の作成を推進
6 人材の確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉の担い手確保のためにボランティアを育成 ○障害福祉サービス事業所や求職者に対し、雇用の機会を拡大できるよう、支援策を検討 ○専門的な知識や技術の普及のために、障害の特性や支援の専門性に応じた研修を実施 ○障害福祉サービス事業所相互のネットワーク化により支え合う関係をつくる中で、事業所や職員の孤立・離職を防ぐ取り組みを促進

■市川市障害者計画

市川市障害者計画では、「施策推進の方向」に基づき、施策の分野ごとに具体的な事業を位置づけています。

将来像

「誰もが自分にあった生活を選ぶことができ、安心して暮らせるまち」

—全国でも指折りの“障害のある人が住みやすいまち”を目指して—

基本目標

① ライフステージを通じたその人らしい暮らしの実現

② 誰にとっても安心なまちの実現

③ 地域の理解と相互の支え合いの実現

第1節 子育て・教育の充実
～のびのびと育つ～

1. 子育て支援

2. 学校教育

第2節 社会参加・就労の促進
～地域で活動する～

1. 生涯学習

2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動

3. 就労支援・雇用促進

第3節 生活支援の充実
～地域で暮らす～

1. 福祉サービス

2. コミュニケーション・移動サービス

第4節 相談・権利擁護体制の確立
～自分で決める～

1. 相談・情報提供

2. 権利擁護

第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実
～健やかに暮らす～

1. 健康づくり・予防

2. 医療・リハビリテーション

第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進
～安心して暮らす～

1. 福祉のまちづくり

2. 居住環境の整備

3. 災害対策・防犯

第7節 地域の理解・支援の促進
～地域で支え合う～

1. 理解促進

2. 交流の機会・場づくり

3. 人材確保・育成

4. ネットワーク形成

重点事業

第1節 子育て・教育の充実～のびのびと育つ～

分野	事業名	事業概要
1. 子育て支援	保育園巡回相談事業	民間の保育園を巡回し、障害児に対しての適切な支援について職員に対して助言を行います。
2. 学校教育	特別支援教育推進事業	市川市特別支援教育推進計画（第2期）に則り、全ての幼稚園・学校において、特別な教育的ニーズのある児童生徒の市川スマイルプラン（個別の教育支援計画）を作成し、関係機関との連携を図りながら、一貫した支援を目指します。

第2節 社会参加・就労の促進～地域で活動する～

分野	事業名	事業概要
1. 生涯学習	市主催講座・講演等における合理的配慮の推進	市が主催する講座や講演会等において、手話通訳や要約筆記、車椅子席などの合理的配慮をはかるよう、庁内に働きかけます。
2. スポーツ・レクリエーション・文化芸術活動	障害者スポーツ事業	障害のある方にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康・体力の保持と増進をはかります。
3. 就労支援・雇用促進	優先調達推進事業	障害者優先調達法に基づき、市における障害者就労施設等からの物品等の調達に関する方針を策定し、優先的に物品や役務の調達をはかります。
	就労支援に関わる研修	自立支援協議会の就労支援部会を中心に就労支援にかかわる課題を抽出し、課題に沿った研修を実施することにより、就労支援の担い手の育成を図ります。

第3節 生活支援の充実～地域で暮らす～

分野	事業名	事業概要
1. 福祉サービス	精神障害等に関する講演会・研修会の開催	理解が進まず、普及啓発が望まれる精神障害等について、講演会や研修会を企画・広報して、これを実施します。
2. コミュニケーション・移動サービス	失語症会話パートナー派遣事業	失語症会話ボランティア養成講座を修了した失語症会話パートナーと失語症のある方々が公共施設に集まり、コミュニケーションを補いながら社会参加を促進します。また、失語症会話パートナーを高齢者施設等に派遣し、会話の場を提供します。

第4節 相談・権利擁護体制の確立～自分で決める～

分野	事業名	事業概要
1.相談・情報提供	相談支援グループ スーパービジョン	自立支援協議会の相談支援部会を受け皿にして、指定相談支援事業所が困難や迷いを感じた事例を提出し、相互に助言を行うことで支援の質の向上をはかるとともに地域の課題を集約します。
2.権利擁護	成年後見制度利用 支援事業	知的障害や精神障害及び認知症などの理由で判断能力が十分でない人が成年後見制度を活用するためのPRや啓発活動、相談支援等の業務を市川市社会福祉協議会に委託して実施します。また、経済的理由により、支援が必要な方へは経費の助成を行います。

第5節 保健・医療・リハビリテーションの充実～健やかに暮らす～

分野	事業名	事業概要
1. 健康づくり・予防	ゲートキーパー養成研修	専門職だけでなく民生委員などの市民を対象に、悩んでいる人に関わるあらゆる分野で、自殺につながるサインや状況を早期に発見し、適切な対応を図ることができる人材を育成するための研修会等を実施します。
2.医療・リハビリテーション	身体障害者地域リハビリテーション体制整備事業	障害のある方の身体機能及び生活機能を維持するために、理学療法士・作業療法士が、地域の通所施設等への巡回、戸別訪問などにより相談・助言を行い、地域におけるリハビリテーション体制の整備を進めます。また、本市における地域リハビリテーションのネットワークづくりを進めるために、地域生活支援に関わる関係者とリハビリテーション情報交換会を開催し、地域におけるニーズや課題について検討します。

第6節 誰にとっても暮らしやすいまちづくりの推進～安心して暮らす～

分野	事業名	事業概要
1.福祉のまちづくり	新第1庁舎整備事業	市川市役所新第1庁舎の新築に伴い、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）及び千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、多機能トイレの設置及び点字ブロックや案内設備等の設置を行います。
2.居住環境の整備	住まいに関する検討会議の開催	地域における住まいの課題への対応を目的に、庁内の関係部署が連携して協議を行います。
3.災害対策・防犯	避難行動要支援者対策事業	災害の発生、又はそのおそれがある場合に自ら避難することが困難な方の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」を把握し、避難の支援等を実施するための名簿を作成します。 また、制度の改正に伴い、「地域全体で助け合う『共助意識』」、「支援を受けるため自ら地域とつながりを持つ『自助意識』」の向上を推進し、「避難行動要支援者名簿」を活用したいと考える避難支援等関係者へ提供する体制整備をします。さらに、平時ににおける地域のつながりを促進します。

第7節 地域の理解・支援の促進～地域で支え合う～

分野	事業名	事業概要
1.理解促進	障害に関する理解啓発事業	障害に関する理解を目的とした行事を開催し、市民に対する意識啓発をはかります。
2.交流の機会・場づくり	福祉の店運営支援事業	障害者の社会参加と工賃向上を目的に、障害者施設等の障害者が製作する物品を販売する「福祉の店」の運営を支援します。
3.人材確保・育成	障害児者相談支援ガイドライン研修	自立支援協議会の相談支援部会を中心に、障害者（児）相談支援事業に従事する関係者の申し合わせ事項としてのガイドラインを作成・改訂し、それに沿った研修を実施することにより、相談支援の担い手の確保と育成をはかります。
4.ネットワーク形成	基幹相談支援センターによるネットワーク構築	地域の関係機関との連携を強化することを目的に、基幹相談支援センター職員が関連会議等へ参加します。

■第5期市川市障害福祉計画・第1期市川市障害児福祉計画

第5期市川市障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき策定するもので、障害福祉サービス等の確保に関する計画となります。また、市川市障害者計画の施策のうち、第3節「生活支援の充実」及び第4節「相談・権利擁護体制の確立」に関する実施計画として位置づけられます。また、第1期市川市障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づき策定するもので、障害児通所支援等の確保に関する計画となります。

成果目標

●入所施設入所者の地域生活移行を進めます。

項目	数値	備考
平成28年度末時点の施設入所者数（A）	210人	
【目標値】 目標年度入所者数（B）	205人	平成32年度末時点の入所者数を、平成28年度末時点から2%以上削減する
【目標値】 削減見込（A-B）	5人 (2%)	
【目標値】 地域生活移行者数	19人 (9%)	平成28年度末時点の施設入所者の9%以上が地域生活へ移行することを目指す

●精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

項目	数値	備考
【目標値】 市町村における保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	設置	平成32年度末時点において

●精神障害者の地域生活移行を進めます。

※千葉県における成果目標（参考数値）

項目	数値	備考
平成27年3月末時点における65歳以上の長期（1年以上）入院患者数	3,282人	
【目標値】 平成32年度末時点における65歳以上の長期（1年以上）入院患者数	3,058人	

平成 27 年 3 月末時点における 65 歳未満の長期（1 年以上）入院患者数	3,046 人	
【目標値】 平成 32 年度末時点における 65 歳未満の長期（1 年以上）入院患者数	2,452 人	
【目標値】 入院後 3 ヶ月経過時点の退院率	72%	平成 32 年度における数値を 69% 以上にする
【目標値】 入院後 6 ヶ月経過時点の退院率	88%	平成 32 年度における数値を 84% 以上にする
【目標値】 入院後 1 年経過時点の退院率	93%	平成 32 年度における数値を 90% 以上にする

本市における独自の成果目標

項目	数 値	備 考
精神科病院長期在院者数	239 人	本市の生活保護受給者及び精神障害者入院医療費助成制度対象者のうち、精神科病院に継続して 1 年以上入院している人数(平成 28 年 6 月時点)
【目標値】 精神科病院長期在院者数	215 人	平成 32 年 6 月時点

● 地域生活支援拠点等を整備します。

※地域生活支援拠点とは、グループホームまたは障害者支援施設に「居住に関する相談」「入居体験」「緊急時の受け入れ」「地域の体制づくり」などの機能を付加した拠点のことをいいます。地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（「面的な体制」）も認められています。

項目	数 値	備 考
【目標値】 地域生活支援拠点等の整備数	1 つ	平成 32 年度末までに

● 一般就労への移行を促進します。

項目	数 値	備 考
平成 28 年度中の 年間一般就労移行者数（A）	83 人	

【目標値】 平成 32 年度中の 年間一般就労移行者数	125 人 (A の 1.5 倍)	
平成 28 年度末までの就労移行 支援事業利用者数（累計）（B）	885 人	
【目標値】 就労移行支援事業利用者数	1,062 人 (B の 20% 増)	平成 32 年度末において就労移行支援 事業を利用する方の数
就労移行率 30%以上を達成した就労 移行支援事業所の割合	66.7%	平成 28 年度実績
【目標値】 就労移行率 30%以上を達成した 就労移行支援事業所の割合	50%以上	
【目標値】 就労定着支援事業による支援を開始 した時点から 1 年後の職場定着率	80%以上	

本市における独自の成果目標

項目	数 値	備 考
平成 28 年度中の一般就労移行率	36.7%	市内の就労移行支援事業所の利用者及 び障害者就労支援センターアクセスの 就職活動支援登録者のうち一般就労に 移行した人の割合
【目標値】 平成 32 年度中の 年間一般就労移行率	46.5%	市内の就労移行支援事業所の利用者及 び障害者就労支援センターアクセスの 就職活動支援登録者のうち一般就労に 移行した人の割合

●障害児支援の提供体制を整備します。

項目	数 値	備 考
【目標値】 児童発達支援センターの整備数	4 カ所	平成 32 年度末時点で
【目標値】 保育所等訪問支援を利用できる 体制の構築	6 人／月	平成 32 年度末までに一月に保育所等訪 問支援を利用する児童の数

【目標値】 主に重症心身障害児を支援する 児童発達支援センター及び 放課後等デイサービス事業所の 確保数	4カ所	平成32年度末までに重症心身障害児を 受け入れる事業所の数
【目標値】 保健、医療、障害福祉、保育、 教育等の関係機関等が連携を 図るための協議の場の設置	設置	平成32年度末までに

個別サービスの見込量

●障害福祉サービス及び相談支援

訪問系サービス		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
訪問系サービス	居宅介護	513	531	549	実人／月
		11,215	11,352	11,490	時間／月
訪問系サービス	重度訪問介護	18	18	18	実人／月
		4,191	4,317	4,447	時間／月
訪問系サービス	同行援護	56	56	56	実人／月
		1,639	1,671	1,705	時間／月
訪問系サービス	行動援護	11	11	11	実人／月
		247	257	267	時間／月
訪問系サービス	重度障害者等包括支援	0	0	0	実人／月
		0	0	0	時間／月

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
日中活動系サービス	生活介護	727	738	750	実人／月
		14,330	14,568	14,806	延人日／月
	自立訓練（機能訓練）	17	18	19	実人／月
		153	161	169	延人日／月
	自立訓練（生活訓練）	84	89	94	実人／月
		1,141	1,244	1,346	延人日／月
	就労移行支援	139	140	141	実人／月
		2,441	2,548	2,654	延人日／月
	就労継続支援A型 (雇用型)	133	146	161	実人／月
		2,595	2,855	3,140	延人日／月
	就労継続支援B型 (非雇用型)	420	436	453	実人／月
		7,459	7,829	8,199	延人日／月
	就労定着支援	103	114	125	実人／月
	療養介護	14	14	15	実人／月
		432	445	457	延人日／月
	短期入所（福祉型）	170	187	205	実人／月
		849	888	927	延人日／月
	短期入所（医療型）	1	1	1	実人／月
		7	8	9	延人日／月
ナビゲーション	自立生活援助	9	12	16	実人／月
	共同生活援助	237	253	269	実人／月
	施設入所支援	208	207	205	実人／月
相談支援	計画相談支援	545	585	625	実人／月
	地域移行支援	5	5	5	実人／月
	地域定着支援	39	39	39	実人／月

●地域生活支援事業（必須事業）

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
	理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施の有無
	自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施の有無

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
相談支援事業	障害者相談支援事業	3	3	3	箇所
	基幹相談支援センター	2	2	2	箇所
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	実施	実施	実施の有無
	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)	実施	実施	実施	実施の有無
	成年後見制度利用支援事業	15	16	18	実利用 見込み者数
成年後見制度法人後見支援事業		実施	実施	実施	実施の有無
支援事業 意思疎通	手話通訳者派遣事業	947	994	1,044	延利用人／年
	要約筆記者派遣事業	109	115	120	実利用人／年
	手話通訳者設置事業	4	4	4	設置人数
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具	44	50	56	延給付件/年
	自立生活支援用具	59	58	57	延給付件/年
	在宅療養等支援用具	47	48	49	延給付件/年
	情報・意思疎通支援用具	62	65	68	延給付件/年
	排泄管理支援用具	6,934	7,019	6,979	延給付件/年
	住宅改修費	9	9	8	延給付件/年
手話奉仕員養成研修事業		13	13	13	実養成講習修了見込み者数
移動支援事業		80	81	83	箇所
		582	586	590	実人／年
		55,361	55,883	56,406	延利用時間／年
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターI型	0	0	0	箇所
		0	0	0	平均実利用人／日
	地域活動支援センターII型	1	1	1	箇所
		8	9	10	平均実利用人／日
	地域活動支援センターIII型	8	8	8	箇所
		60	60	60	平均実利用人／日

●障害児通所支援等

		見込量			単位
		30年度	31年度	32年度	
	障害児相談支援	124	162	200	実人／月
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	289	308	326	実人／月
		3,276	3,717	4,157	延人日／月
	医療型児童発達支援	27	27	27	実人／月
		248	260	271	延人日／月
	放課後等デイサービス	660	733	806	実人／月
		5,817	6,657	7,497	延人日／月
	保育所等訪問支援	11	16	20	実人／月
		22	32	40	延人日／月
	居宅訪問型児童発達支援	1	2	3	実人／月
		4	8	12	延人日／月

見込量を確保するための主な方策

障害福祉サービス及び相談支援

- 事業者に対してヘルパー等の担い手育成と新規参入の働きかけ
- 自立支援協議会を通じた新たな介護力創出のための検討
- 事業所運営安定化のための支援や、通所交通費の助成
- 障害者優先調達推進法に基づく官公需による発注の拡大
- 自立支援協議会を活用した就労定着支援事業の質の担保
- 地域生活支援拠点等の整備に向けた検討
- グループホームの整備促進
- グループホーム等支援ワーカー等と連携によるサービス提供事業者の質の確保
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)を活用した、地域生活への移行支援
- 計画相談支援への事業者参入への働きかけや、相談支援の担い手の育成・確保
- 相談支援に関するグループスーパービジョン（グループによる事例検討）の実施を通じての計画相談の評価や相談支援専門員の後方支援、地域の課題の集約
- 発達障害、高次脳機能障害、難病、重度障害者、路上生活障害者、触法障害者への相談支援のあり方についての研究
- 地域移行支援協議会などを活用した、精神科病院長期在院者の地域移行の促進など

地 域 生 活 支 援 事 業

- 地域住民に対する、理解促進・意識啓発に向けたイベントの企画・運営
- 障害者団体連絡会への運営支援
- 基幹相談支援センター「えくる」の業務について、運営協議会を設置し、評価を実施
- 市民や事業者に対する相談支援事業の普及・啓発
- 相談支援の普及と質の向上の為に「障害児者相談支援ガイドライン」を作成・改訂し、ガイドラインに基づく研修を実施
- サービスや医療につながりにくい人の実態把握に努め、訪問等の支援を促進
- 定型的なサービスにつながりにくい人や就労している人などを対象とした、プログラム参加をきっかけにした相談支援へのつなぎや、ピアサポート（障害者同士の支え合い）の拠点となるような場の検討
- 障害児に対する相談支援の連携体制を整備
- 子ども分野や介護保険分野等との連携強化
- 成年後見制度利用支援事業の周知と、対象となる方への適切なつなぎ
- 高齢者福祉部門と連携しながら、市民後見人養成講座を実施
- 法人後見について市川市社会福祉協議会において受任が可能となる体制を整備
- 市役所への手話通訳者の設置
- 手話通訳者や要約筆記者の派遣
- 日常生活用具の機能や性能の向上に合わせた給付品目の定期的な見直し
- 手話奉仕員養成研修の実施
- 移動支援の支給のあり方の再検討
- 地域活動支援センターに対する運営費の補助

など

障 害 児 通 所 支 援 等

- 身近な地域での支援が保障されるように他の分野と連携し、体制を整備
- 障害の特性を踏まえて質の高い支援を提供できるよう、事業所に対して障害理解のための研修等を実施

■計画の推進のために

①計画の推進体制を確立します。

市川市自立支援協議会等との連携のもと、関係者と協働して計画の推進に努めます。

②障害福祉サービスや計画に関する情報を提供します。

サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、計画の周知を図ります。

③地域での障害者理解を深めるための啓発と地域の力の活用を進めます。

障害に関する正しい知識の普及啓発に努め、障害者理解の促進を図るとともに、共に生きる社会の実現を目指して地域の力を活用します。

④サービスの質の確保と経営基盤の安定化を図ります。

事業者の質の確保を図り、制度の円滑な運営につなげます。また、事業者の経営基盤の安定化を図るため、行政としての支援のあり方について検討を進めます。

⑤計画達成状況の点検及び評価を行います。

年度ごとに計画の達成状況を点検・把握し、評価を行います。また、評価結果については市川市社会福祉審議会に対し報告を行い、意見等を求め必要な対策を講じることで、計画を着実に推進します。

⑥見込量に応じた財源の確保に努めます。

計画自体の実効性を担保する観点から、見込量に応じた財源の確保に努めます。

第3次いちかわハートフルプラン（概要版）

〔市川市障害者計画・第5期市川市障害福祉計画・
第1期市川市障害児福祉計画〕

発行日 平成30年3月

企画・編集 市川市 福祉部 障害者支援課 こども政策部 発達支援課

発行者 市川市

〒272-8501

市川市南八幡2丁目20番2号

TEL: 047-334-1111 (代表)